

現況報告書（令和3年4月1日現在）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
				01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 東京都福祉事業協会					
(8)主たる事務所の住所					
(9)主たる事務所の電話番号					
(10)主たる事務所のFAX番号			(11)従たる事務所の有無		
			2 無		
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL			http://www.tfjk.or.jp/		
(14)法人のメールアドレス			honb@tfjk.or.jp		
(15)法人の設立認可年月日		(16)法人の設立登記年月日		昭和27年5月22日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	8名以上12名以内	(2)評議員の現員	9	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	248,820
-----------	-----------	-----------	---	-------------------------------	---------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
安達高之		R1.6.28 ~ R3.6			2
銅谷勝子		R1.6.28 ~ R3.6			2
坂本洋一		R1.6.28 ~ R3.6			1
秋元憲		R1.6.28 ~ R3.6			3
入野隆二		R1.6.28 ~ R3.6			3
山根弘		R1.6.28 ~ R3.6			3
矢嶋圭子		R1.6.28 ~ R3.6			3
深田真人		R1.6.28 ~ R3.6			3
小泉和子		R1.6.28 ~ R3.6			3

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上9名以内	(2)理事の現員	7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	11,361,920	2 特例無
----------	----------	----------	---	-------------------------------	------------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業		(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況			(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
田中敏雄	1 理事長	令和1年6月28日	2 非常勤	令和1年6月28日			
	R1.6.28 ~ R3.6	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者			2 無		5
本田章博	2 業務執行理事		1 常勤	令和1年6月28日			
	R1.6.28 ~ R3.6	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者			2 無		5
野村寛	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月28日			
	R1.6.28 ~ R3.6	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者			2 無		4
岡部一邦	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月28日			
	R1.6.28 ~ R3.6	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無		5
藤崎誠一	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月28日			
	R1.6.28 ~ R3.6	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者			2 無		5
為石摩利夫	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月28日			
	R1.6.28 ~ R3.6	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無		5
村上たか子	3 その他理事		1 常勤	令和2年6月30日			
	R2.7.1 ~ R3.6	3 施設の管理者			2 無		4

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	3名以内	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	203,580
----------	------	----------	---	------------------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
宮澤成喜			令和1年6月28日

主任役員	R1.6.28 ~ R3.6	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	5
川畑一良	R1.6.28 ~ R3.6	5 財務管理に識見を有する者（税理士）	令和1年6月28日 4

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
清泉監査法人		2 無	清泉監査法人	

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数			
①常勤専従者の実数	6	②常勤兼務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
		③非常勤者の実数	1
		常勤換算数	0.1
(2)施設・事業所職員の人数			
①常勤専従者の実数	399	②常勤兼務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
		③非常勤者の実数	288
		常勤換算数	163.8

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和2年6月30日	6	2	1		令和元年度事業報告及び収支決算について、理事の選任について
令和2年11月26日	9	2			サービスセンター長沼運営規程の改正について、「保育所及び母子生活支援施設処遇改善手当支給要綱」並びに「高齢者施設処遇改善手当支給要綱」の改正について
令和3年3月26日	8	2	1		令和2年度収支補正予算書について、令和3年度事業計画及び収支予算について、特別養護老人ホーム長寿園の大規模改修費用に係る福祉医療機構からの借入及び担保提供について、評議員選任・解任委員会運営細則の改正について

(4)うち開催を省略した回数	1
----------------	---

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和2年6月15日	6	1	令和元年度事業報告及び収支決算について、新理事候補者について、会計監査人の再任及びその報酬等について、施設長の任免について、令和2年度定時評議員会の開催について
令和2年7月6日	7	2	特別養護老人ホーム長寿園大規模修繕に係る入札参加資格条件の設定について、特別養護老人ホーム長寿園大規模修繕に係る予定価格および最低制限価格の設定について
令和2年9月17日	7	2	特別養護老人ホーム長寿園大規模修繕に係る入札結果に基づく工事請負契約の締結について、母子生活支援施設ハイツ尾竹温水器入替工事の入札に係る入札参加資格要件及び予定価格の設定について
令和2年11月12日	6	1	サービスセンター長沼運営規程の改正について、「保育所及び母子生活支援施設処遇改善手当支給要綱」並びに「高齢者施設処遇改善手当支給要綱」の改正について、介護職員等宿舎貸与事業要綱の制定について、ハイツ尾竹温水器入替工事契約の締結について、令和2年度第2回評議員会の開催について
			令和2年度収支補正予算書について、令和3年度事業計画及び収支予算について、社会福祉事業振興基金の活用について、令和2年度資金運用計画について、特別

令和3年3月18日	7	1	令和2年度収支補正予算書について、令和3年度事業計画及び収支予算について、社会福祉事業振興基金の活用について、令和3年度基金運用計画について、特別養護老人ホーム長寿園の大規模改修費用に係る福祉医療機構からの借入及び担保提供について、評議員選任・解任委員会運営細則の改正について、施設長の任免について、令和2年度第3回評議員会の開催について
-----------	---	---	---

(4)うち開催を省略した回数 2

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	宮澤成實 川畑一良
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分 01 無限定適正意見

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称						
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日(1回目)	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		
001	王子隣保館保育園	02091201	保育所	王子隣保館保育園						
						3 自己所有	3 自己所有	大正13年10月1日	110	27,659
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
002	方南隣保館保育園	02091201	保育所	方南隣保館保育園						
						3 自己所有	3 自己所有	大正14年5月11日	130	29,212
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
003	尾久隣保館保育園	02091201	保育所	尾久隣保館保育園						
						3 自己所有	3 自己所有	大正14年7月15日	190	42,046
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
004	八王子隣保館保育園	02091201	保育所	八王子隣保館保育園						
						3 自己所有	3 自己所有	昭和14年10月1日	80	18,786
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
005	汐入とちのき保育園	02091201	保育所	荒川区立汐入とちのき保育園						
						1 行政からの借借等	1 行政からの借借等	平成12年4月1日	110	27,580
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
006	上十条南保育園	02091201	保育所	北区立上十条南保育園						
						1 行政からの借借等	1 行政からの借借等	平成21年4月1日	110	25,591
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
007	赤羽北のぞみ保育園	02091201	保育所	赤羽北のぞみ保育園						
						1 行政からの借借等	3 自己所有	平成29年4月1日	100	16,422
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
008	ハイツ尾竹	01020201	母子生活支援施設	ハイツ尾竹						
						3 自己所有	3 自己所有	平成18年2月1日	20	6,006
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
008	ハイツ尾竹	02090501	子育て短期支援事業	ハイツ尾竹						
						3 自己所有	3 自己所有	平成18年6月20日	3	155
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
009	浮間ハイマート	01020201	母子生活支援施設	北区立浮間ハイマート						
						1 行政からの借借等	1 行政からの借借等	平成10年4月1日	24	4,474
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
010	板橋区立母子生活支援施設	01020201	母子生活支援施設	板橋区立母子生活支援施設						
						1 行政からの借借等	1 行政からの借借等	平成29年4月1日	20	3,637
		ア建設費								
		イ大規模修繕								
011	長寿園	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)	特別養護老人ホーム長寿園						
						3 自己所有	3 自己所有	昭和56年10月1日	80	26,330
		ア建設費								
		イ大規模修繕								



015	本部	00000001	本部経理区分	法人本部事務局				
				3 自己所有	3 自己所有	大正8年8月30日	0	0
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
016	社会福祉事業振興基金	00000001	本部経理区分	法人本部事務局				
				3 自己所有	3 自己所有	大正8年8月30日	0	0
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
017	建設特別会計	00000001	本部経理区分	法人本部事務局				
				3 自己所有	3 自己所有	大正8年8月30日	0	0
		ア建設費						
		イ大規模修繕						

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	育児相談・体験保育	北区王子
	近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談・体験保育	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	いっしょにあそぼう	北区王子
	地域の子育て家庭を対象に、保育園の行事へのお誘いや園庭開放など。	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	一時保育	北区王子
	地域の子育て家庭で保護者の冠婚葬祭・地域活動等への参加・休養等で、一時的に保育を必要とする子の保育。	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	りんりんひろば	杉並区方南
	地域の子育て家庭を対象に、保育園の行事へのお誘いや園庭開放など。	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	子育て相談	杉並区方南
	近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談・体験保育	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	一時預かり保育	杉並区方南
	お母さんの出産・病気・入院、また育児に疲れて休養が欲しいなどの際、お父さんを一時的にお預かりする。	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	緊急一時保育	杉並区方南
	第2子の出産のため、上の子の世話ができない。自身の入院により子を見られない等の場合に実施する。	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	りんりんタイム	荒川区町屋

者に対する相談支援)	地域の子育て家庭を対象に、保育園の行事へのお誘いや園庭開放など。	
地域における公益的な取組⑨ (その他)	お相撲さんとあそぼう	荒川区町屋
	地域の子育て家庭を対象に、保育園の行事へのお誘いなど。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	緊急一時保育	荒川区町屋
	保護者の入院、出産、死亡など、緊急かつ一時的な保育が必要な乳幼児を、一時的に保育する。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	子育て相談	荒川区町屋
	近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談・体験保育	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	おはなしの会、観劇会、園庭開放	八王子市市叶谷町
	地域の子育て家庭を対象に、保育園の行事へのお誘いや園庭開放などを実施する。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	一時保育	八王子市市叶谷町
	地域の子育て家庭で保護者の冠婚葬祭・地域活動等への参加・休養等で、一時的に保育が必要な子の保育。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	出前保育	八王子市市叶谷町
	地域の公園等に出向き、地域の子たちと一緒に玩具や紙芝居で遊んだり、子育て情報の提供・育児相談を行う。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	とちのきひろば	荒川区汐入
	地域の子育て家庭を対象に、保育園の行事へのお誘いや園庭開放などを実施する。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	育児相談・試食会	荒川区汐入
	近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談・体験保育・給食試食	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	あそびにきてね	北区上十条
	地域の子育て家庭を対象に、保育園の行事へのお誘いや園庭開放などを実施する。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	みんなであそぼう	北区上十条
	地域の公園等に出向き、地域の子たちと一緒に玩具や紙芝居で遊んだり、子育て情報の提供・育児相談を行う。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	一時保育	北区上十条
	地域の子育て家庭で保護者の冠婚葬祭・地域活動等への参加・休養等で、一時的に保育が必要な子の保育。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	園体験	北区赤羽北
	近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談・体験保育を実施する。	
地域における公益的な取組⑨ (その他)	地域清掃	荒川区
	地域の清掃を行い町の美化に貢献する。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	施設開放	荒川区
	地域の児童の遊び場、居場所として施設を開放。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	退所者および退所児に対する継続的な支援	荒川区
	施設退所者への相談支援。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	子育てオープンルーム	北区
	子育て家庭の居場所づくりの取り組みを実施。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	施設開放	北区
	地域の児童の遊び場、居場所として施設を開放。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	退所者および退所児に対する継続的な支援	北区
	施設退所者への相談支援。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	学童保育、ランチ、学習会	板橋区
	地域児童に対し、居場所づくりの取り組みを実施。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	施設開放	板橋区
	地域の児童の遊び場、居場所として施設を開放。	
地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)	退所者および退所児に対する継続的な支援	板橋区
	施設退所者への相談支援。	
地域における公益的な取組⑨ (地域の関係者)	老人クラブ定例会	八王子市市叶谷町

地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	地域の有志で構成される老人クラブが実施する定例会を施設で実施し、演芸発表など地域との交流を深める。	八王子市叶谷町
地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）	ふれあい交流サロン、オレンジカフェ 総合相談支援	北区赤羽北
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	家族介護者教室 働きながら介護することについて学ぶ。	北区赤羽北
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	うきあか会 地域事業者との連絡勉強会の開催	北区赤羽北
地域における公益的な取組⑨（その他）	地域交流スペース 活動場所の提供	北区赤羽北
地域における公益的な取組⑨（その他）	ご近所マップの作成 地域の飲食店から公衆トイレまでまとめたマップを作成し、地域高齢者の介護予防や孤立・閉じこもりを防止。	北区赤羽北
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	家族介護者教室 高齢者に対する食の大切さを学ぶ。	北区浮間
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	家族介護者教室 認知症に対する支援。	荒川区東日暮里
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	花はなクラブ 高齢者の介護予防や孤立・閉じこもりを防止。	荒川区東日暮里
地域における公益的な取組⑥（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）	地域ふれあいまつり 利用者家族および地域の方々に参加できる交流イベント。	荒川区東日暮里
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	家族介護者教室 利用者家族および地域の方々に介護技術や知識をはじめ高齢者の特性、食生活などをテーマとした教室の実施。	荒川区東日暮里
地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）	サロン 総合相談支援	八王子市長沼町
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	認知症サポーター養成講座 認知症患者への正しい理解と地域ぐるみで支えあう重要性を養う。	八王子市長沼町
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	家族介護者教室・介護予防教室 家族会および地域住民主体のグループに対し、歯科医師会・薬剤師会・公益団体などと協働し教室を開催する。	八王子市長沼町

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	1 有
㊩第三者評価結果	1 有
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	3,102,872,217
②施設・設備に係る公費（円）	18,586,260
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	959,220,218

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
王子隣保館保育園	令和2年度
方南隣保館保育園	平成30年度
尾久隣保館保育園	平成30年度
八王子隣保館保育園	平成30年度
荒川区立汐入とちのき保育園	平成30年度
北区立上十条南保育園	令和2年度
赤羽北のぞみ保育園	令和元年度
ハイツ尾竹	令和元年度
北区立浮間ハイマート	令和元年度
板橋区立母子生活支援施設	令和元年度
長寿園	令和2年度
北区立赤羽北さくら荘	令和2年度
荒川区立東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	令和2年度
八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼	令和元年度

**1 4 . ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況**

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<p>身体拘束廃止未実施減算を行うこと。 指定介護老人福祉施設は、以下の基準に違反した場合、入所者全員について身体拘束廃止未実施減算を行わなければならない。</p> <p>①身体的拘束の態様及び時間、当該入所者の身体の状況並びにその理由を記入すること。 ②身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束適正化委員会」という）を3月に1回以上開催すること。 ③身体的拘束適正化のための指針を整備すること。 ④身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施すること。</p> <p>また、その手続きについては、速やかに改善計画書を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月の3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとされている。</p> <p>しかしながら、貴施設においては、平成30年8月30日に都が実施した実地検査において、身体的拘束適正化検討委員会を開催していない事実が確認され、都から指導されたにもかかわらず、改善計画を提出せず、身体拘束廃止未実施減算を行っていない。</p> <p>よって、貴施設の改善状況を確認できないことから本監査を実施し、委員会の開催状況について以下のとおりの実実を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年4月から8月まで、身体的拘束適正化委員会を一度も開催していなかった。</li> <li>・平成30年9月14日に第1回身体的拘束適正化委員会を開催し、改正された基準を満たすための指針の見直し及び今後の研修予定について情報共有を行っていた。</li> <li>・平成30年12月14日に第2回身体的拘束適正化委員会を開催し、施設内で発生した身体拘束事例等の検討を行っていた。また、その後も3ヶ月に1回以上委員会を開催している。</li> </ul> <p>本来であれば、改善計画提出の3月後に改善状況を報告をすることで、安定的・継続的に改善がなされているか確認すべきところだが、貴施設においてはその手続きが行われていない。</p> <p>そのため都としては、以上の事実を踏まえ、貴施設における改善の取組は平成30年9月から12月までに行われたものと認め、減算対象期間は平成30年9月から平成30年12月とする。</p> <p>ついては、速やかに身体拘束廃止未実施減算を行うこと。</p> <p>なお本監査では、貴施設において改善取組中である平成30年10月29日に、職員の身体的拘束等に係る認識不足を原因とする身体拘束事案が発生していることも確認された。</p> <p>委員会の結果については介護職員その他の従業者に周知徹底を図り、施設における身体的拘束等の適正化への取組を継続すること。</p>
-----------------	--

②実施した改善内容	<p>身体拘束廃止未実施減算を次により実施します。</p> <p>1 減算対象期間は平成30年9月から同年12月までの4月とします。</p> <p>2 保険者（北区）への返還は次のとおり行います。</p> <p>ユニット型については、令和2年3月4日に保険者（北区）と話し合い、当該減算額は次にお示しするとおり4回に分割して返還します。</p> <p>従来型については、令和2年3月4日に保険者（北区）と話し合い、当該減算額は次にお示しするとおり4回に分割して返還します。</p> <p>(1)平成30年 9月分は令和2年 5月返還（予定） (2)平成30年10月分は令和2年 7月返還（予定） (3)平成30年11月分は令和2年 9月返還（予定） (4)平成30年12月分は令和2年11月返還（予定）</p> <p>3 利用者への返還は次のとおり行います。 令和2年4月～令和2年10月</p> <p>ア 現在籍者 令和2年7月分の利用料請求において相殺により返還します。 なお、該当者にはこの旨事前に書面でお知らせいたします。</p> <p>イ 既に退所している方 ご家族へ連絡し、銀行振り込み又は直接支払いの方法により返還します。</p>
-----------	--

**1 5 . その他**

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	

⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	